

短期貸付金制度について

○短期貸付金制度とは

公立大学法人公立小松大学学生短期貸付金（以下「貸付金」という。）は、世帯収入の減少等により経済的に窮迫している本学の学生に対し、本学が当面の資金を一時的に貸付ける措置を講ずることによって、学業の継続を支援することを目的とした制度です。

○貸付について

・対象者

本学の正規課程の学生

・貸付額

一の年度ごとに1回限り7万円を限度に1万円単位で貸付する。

・申請方法

貸付を希望する学生は、短期貸付金申請書（様式1）を学生課へ提出してください。

・貸付の可否

大学は、提出された申請書等から審査し、貸付の可否を書面でお知らせします。

・貸付金の交付

貸付が決定した場合は、借用書（様式2）を学生課で受理後、申請書に記入された振込口座に一括で入金します。

・返済方法

貸付金の返済期限は貸付日の年度の3月25日までとします。

返済は原則として一括払いとし無利息とします。また、休・退学等学籍の異動等があった場合は、速やかに貸付金の全額を返済してください。

公立大学法人 公立小松大学

学生課

〒923-0921 石川県小松市土居原町10番地10

TEL: 0761-23-6600 FAX: 0761-48-3248

E-mail: gakusei@komatsu-u.ac.jp
